

## 疑義照会(回答)票

照会日 平成23年2月21日  
照会部署名 港年金事務所厚生年金適用課  
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 課長 諏訪正幸  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 菅野晃

### (受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011—028	本部受付番号 No. 2011-137
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

### (案件)

随時改定について

### (照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

疑義照会No.2010-575の回答2通勤費について

### (内容)

管内事業所の給与（交通費）の支払について、下記の支払い方となった場合10月を起算月として随時改定できるかご教示ください。

尚、この事業所は組合管掌の事業所で健康保険組合は関東信越厚生局より、支払月のみが起算月となるため10月は起算月にならないが、年金事務所に確認し保険者として統一すべきとして、社会保険労務士を通じて問い合わせを受けたものです。

- ・通常は6月、12月に翌月以降の半年分の定期代を払っている。
- ・期の途中（8月）で勤務先が変わったためそれまでの金額を精算した上で8月と9月の途中までがA地（遠方）、9月の途中からB地への勤務が決

まっているため、8月に次の支払分の計算がされる12月分まで(5ヶ月分)の交通費を以下の計算でまとめて支払った。

- ①8月はA地への1ヶ月の定期代
- ②9月はA地への日割りによる切符代とB地への日割りによる切符代
- ③10月から12月まではB地への3ヶ月の定期代

この場合、疑義照会No.2101-575の回答2において「その実態が給与規定等で定められ、かつ、当該月の通勤費が明確であれば、その通勤費を該当する月に振分けて算定する」とあるが、今回の事例はこの回答に当てはまるのか、回答はあくまで定時決定の考え方としてななのかご教示ください。

<対応案>

- ①随時改定は、実際に支給された月をもって起算月とすることから、起算月は8月のみである。
- ②支給月が基本となるが、日割りの月を除き、当該月の通勤費が明確であれば本来支払われる1ヶ月分が確保された月を起算月とすることから、10月も起算月とする。

当所としては②を指示したところ、社会保険労務士も同じ考え方により納得されたが、健康保険組合が厚生局の指示により①を主張している。

(ブロック本部回答)

当ブロック本部においては、まとめて支給された通勤費については、健康保険法第43条及び厚生年金法第23条に「～被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間（省略）に受けた報酬の総額を～」と示されていることから支給月ベースで考え、8月に5ヶ月分の通勤費が支給された場合は、随時改定は実際に支給された月をもって起算月とすることから、①の8月のみで考えるところです。

この取り扱いは昭和40年8月4日府保発第38号「報酬の範囲について」の通知から、「一定額の手当をまとめて支給した場合」によるものであるため、本案件のように各月により通勤費の金額が異なる場合については、5ヶ月分をまとめて支払わずに各月に支払ったものとした場合は、9月の通勤費はA地とB地への分がそれぞれ日割りにより計算されているため、1ヶ月分が確保されていないことから9月を起算月とした随時改定は該当しませんが、10月に支払うべき通勤費については、1ヶ月分が確保されているため、10月を起算とする随時改定の取り扱いもできると考えられるため、②の取り扱いが妥

当と考えます。

なお、本案件の取り扱いについては、当ブロック本部の見解は健康保険組合及び関東信越厚生局の見解と異なるため、機構の正式見解を求め機構本部へ照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成23年3月3日

回答部署名 南関東ブロック本部適用・徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今泉礼三

(本部回答)

定時決定時の報酬月額の算定を行う際に、数か月分をまとめて支給をした報酬については、「9月以降受けるべき報酬とは相違する場合であって、その実態が給与規定等で定められ、かつ、当該月の通勤費が明確であれば、その通勤費を該当する月に振分けて算定することになる。

なお、随時改定の報酬月額についても同様の扱いをすることになり、今回もこれに該当するが、随時改定の起算月については「支払いが実績として確保された月（実際に支給された月）をもって随時改定の起算月」とすることになる。したがって、実際に支給された月は8月のみであるため、対応案①による取扱いとなる。

回答日 平成23年 3月30日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 （役職名）小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

（軽微なものについてはグループ長）

坂東

(回答提供先)

○						
機 構 L A N 掲 載	相 談 セ ン タ ー	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載	